# 米国ビザ(査証)制度

在ニューヨーク日本国総領事館領事 石原 淳

他国で試合に出場予定だったスポーツ選手が、ビザの発給が間に合わなかったために試合に出られなかったり、既にチケットが販売されているにもかかわらず、歌手にビザが下りなかったという理由で海外コンサートが突如中止になったりという事例を耳にしたことはありませんか。

なぜ、ビザがないと試合に出たり、コンサートをしたりできないのでしょうか。ビザと は何なのか、どのような時にビザが必要なのかについて、筆者が居住する米国の例を基に 少し考えてみたいと思います。

ビザ(査証)とは、国が自国民以外に対して、その人物の所持する旅券が有効であり、かつビザに記す条件下においてその人物が入国しても差し支えないと示す証書です。多くの国では入国を保証するものではなく、入国許可(上陸許可)申請に必要な書類の一部となっています。

ただ、日本人はビザと聞いてもピンとくる人は少ないようです。これは日本人の場合、海外旅行などでも、ビザで苦労することは余りないことや、いくら国際化が進んでいるとはいっても、大半の日本人はビザとは関係のない状況にあるためです。実際、日本人が米国に行く場合、90日以内の短期滞在についてはビザの発給が免除されており、ほとんどの人はビザを取得せずに米国に渡航しています¹。ビザ免除の理由は、日米間には密接な友好関係があり、渡航者が非常に多く、トラブルを起こさず、商業上も重要な関係を持っているからです。

一方、留学、就労、永住といった短期滞在以外の目的を持って米国に渡航する場合は、 必ずビザを申請する必要があります。米国のビザには、「移民ビザ」と「非移民ビザ」の2 種類があり、非移民ビザは渡航目的によって細かく分類されています。以下、カテゴリー ごとに見ていきます。

- 1. 移民ビザ: 就労の意思の有無にかかわらず、永住を目的として米国に入国するために必要なビザ
- (1) 家族に基づく移民ビザ
- ア 米国市民の最近親者の家族呼び寄せ

米国市民は、次の最近親者のために移民ビザの請願書を提出することができます。こ

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> ただし、米国は、テロ防止などの観点から、平成21年1月12日より、我が国を始め、短期滞在のビザ(査証)を免除している全ての国々を対象に、電子渡航認証システム (Electronic System for Travel Authorization: ESTA) -通称「エスタ」の認証を義務化しました。

これは、ビザが免除されている人の情報を出発前にインターネットを通じて収集し、各渡航者についてビザなしで訪米する条件を満たしているか、保安上のリスクをもたらさないかなどをチェックするものです。

のカテゴリーのビザの発行数には年間割当がありません。

- ・IR1/CR1:米国市民の配偶者
- ・IR2: 米国市民の21歳未満の未婚の子供
- ・IR3: 米国市民の米国外における孤児の養子縁組
- ・IR4: 米国市民の米国内における孤児の養子縁組
- IR5: 米国市民の親(米国市民は21歳以上でなければなりません)
- ・IW: 死亡した米国市民の配偶者
- ・K1: 米国市民の婚約者(及びその子供: K2)
- ・K3: 特定の米国市民の配偶者(及びその子供:K4)

## イ 米国市民や米国永住者の家族呼び寄せ

米国市民又は米国永住者は、下記家族のために家族呼び寄せ移民ビザの請願書を提出 することができます。このカテゴリーのビザの発行数にはビザの種類ごとに年間割当が あります。

- ・F1: 米国市民の未婚の子供
- ・F2A: 米国永住者の配偶者・21 歳未満の(未婚の)子供
- ・F2B: 米国永住者の 21 歳以上の未婚の子供
- ・F3: 米国市民の既婚の子供(その配偶者及び子供)
- ・F4: 21 歳以上の米国市民の兄弟・姉妹(その配偶者及び子供)

#### (2) 雇用に基づく移民ビザ

スポンサーとなる雇用主が請願書の提出を行う必要があります。その際、米国国内では、 その仕事ができる労働者がいないこと、申請者が必要な訓練と経験を有していることを証 明しなければなりません。ビザの種類は以下のとおりです。

- · E1: 卓越技能労働者
- E2: 知的労働者
- ・E3: 専門職、熟練・非熟練労働者
- E4: 特別移民
- E5: 投資家
- ・SD/SR: 特定宗教活動家と家族

# (3) 移民多様化ビザ抽選プログラム (Diversity Immigrant Visa Program)

米国議会によって設けられたビザ抽選プログラムは、毎年国務省によって管理されています。これは、移民の出身国が偏らないよう多様化を図るため、歴史的に米国への移民数が少ない国の人々に対して抽選で移民ビザを発給するもので、近年では年間5万人の移民が可能となっています。2015会計年度のDV-2015プログラムでは、ブラジル、カナダ、中国(本土生まれ)、韓国など移民の多い19か国が対象外となっていますが、それ以外の国は全て対象となっており、日本人もこれに応募することができます。

# 2. 非移民ビザ:特定の目的を達成するために特定の期間、米国滞在を希望する観光客、ビジネスマン、学生、又は特殊労働者が利用するビザ(図表参照)

# (1) 外交・公用ビザ (Aビザ)

公務で渡米する外国政府職員が取得するもので、外交官や領事などに発給されます。

#### (2) 国際機関ビザ(Gビザ)

国際機関の駐在員が取得するもので、国際通貨基金(IMF)や世界保健機関(WHO)、 国際連合(UN)などで働く人に発給されます。

#### (3) 商用/観光ビザ(Bビザ)

旅行、治療、友人や親族の訪問、奉仕活動など娯楽や休養を目的とする渡航者、又は、 取引先との会合、科学、教育、専門、ビジネス分野の会議への参加、財産の処理、契約交 渉を目的とする渡航者を対象としています。

# (4) 通過ビザ(Cビザ)

米国を通過し他国へ旅行するためのビザです。

# (5) 乗員ビザ (Dビザ)

船舶・飛行機の乗組員/乗務員のためのビザです。

#### (6) 貿易駐在員/投資駐在員ビザ(Eビザ)

米国と通商条約を締結した国の国民が、以下の三つの条件を満たす場合にEビザ申請が可能です。

- ・主に米国と条約国間において、サービス又は技術を含み相当額の国際貿易が継続されていること
- ・投資した企業の経営の促進・監督を行うこと
- ・相当額の資本を投資すること

# (7) 特派員ビザ (Iビザ)

新聞、雑誌、ラジオ、テレビ等の派遣記者やメディア関係者など、いわゆるジャーナリストを対象としたビザです。

#### (8) 宗教活動家ビザ(Rビザ)

Rビザの対象には、宗教的礼拝を行うことを公認された人(いわゆる聖職者)、その宗派の一員が通常行うその他の職務を果たす人、宗教的職業に従事する人が含まれます。

# (9) 就労ビザ(H、L、O、P、Qビザ)

非移民として一時的に米国で就労することを希望する場合に必要なビザです。例えば、 多国籍企業の従業員が、米国国内の親会社、支社、系列会社、子会社へ一時的に転勤する 場合は、Lビザが必要です。また、冒頭に例示した「海外のスポーツ選手が米国で試合を する場合」や「海外のアーティストが米国でコンサートを開く場合」には、Oビザ若しく はPビザの取得が求められます。OビザやPビザは、アーティストによる申請が圧倒的に 多いので、通称アーティストビザと呼ばれることがあります。

## (10) 学生ビザ(F、Mビザ)、交流訪問者ビザ(Jビザ)

一般的な留学生はFビザ、学位を目的としない専門学校生等はMビザ、インターンシップ等の特別プログラムに認定された交換留学生や研究者はJビザになります。かつては、学生ビザを取得することは比較的容易であると言われていましたが、米国国内の不法就労者の増加(原則として学生ビザで働くことはできません)や連続同時多発テロ発生(同時多発テロ事件の容疑者の半数近くが、学生ビザなどで合法的に入国していました)などを受けて米国の入国管理体制が強化されたために、以前よりもビザの取得は難しくなっています。

# (11) 婚約者ビザ (Kビザ)

米国市民と婚約し、米国で結婚後引き続き永住を希望する人に発給されます。婚約者として米国に入国した後は90日以内に結婚し、米移民局(USCIS)に報告しなければなりません。USCISの許可を得ると、移民として条件付永住者(条件付グリーンカード)の資格が与えられます。USCISからの許可を受ける前に米国を離れた場合は、米国へ戻る前に移民ビザを申請しなければなりません。また、先に米国国外で結婚し、その後、永住のために渡米する場合はそもそも移民ビザが必要となります。

#### (12) 情報提供者ビザ(Sビザ)

組織犯罪やテロ行為に関して、米国政府が必要とする情報を持つ人に発給されるビザです。

# (13) 人身売買被害者ビザ(Tビザ)

人身売買の被害者が、合法的に米国に滞在できるようにするためのビザです。米国では 人身取引議定書が採択された 2000 年に、人身売買被害者保護法 (TVPA) が成立しまし た。

米国政府は、人身売買を現代の奴隷制と捉え、国内外における優先問題と認識しており、 そのための具体的な取組みの一つとして新たに創設されたのがTビザです。これは、米国 において不法滞在という危険な状況で働かされている人身売買の被害者に合法的な滞在資 格を与えるとともに、米国政府からの適切な援助を得られることを目的としたものです。

# 図表 米国非移民ビザの種類

	1	凶衣 不凹非移氏にりの性類 
	A-1	外交官/領事又はその直近家族
外交官等	A-2	外国政府関係機関職員又はその直近家族
	A-3	外交官等の被雇用者又は直近家族
国際機関職員	G-1	国際機関の加盟国政府首席駐在代表・随員又はその直近家族
	G-2	国際機関の加盟国政府代表又はその直近家族
	G-3	国際機関の非加盟国・非承認国政府代表又はその直近家族
	G-4	国際機関の職員又はその直近家族
	G-5	G-1~G-4の被雇用者又はその直近家族
短期滞在者等	B-1	商用短期雇用者
	B-2	観光短期雇用者
	C-1	一般通過渡航者
	D-1	乗員(到着時と同一船舶等で出国)
乗員	D-2	乗員(到着時と別船舶等で出国)
	E-1	条約貿易業者
短期就労者 (事前承認なし)	E-2	条約投資者
	I	報道関係者又はその配偶者若しくは子
	R-1	宗教家
	R-2	R-1の配偶者又は子
短期滞在者 (事前承認あり)	H-1B	専門職従事者
	H-1C	看護婦
	H-2A	季節農業従事者
	H-2B	臨時労働者
	H-3	研修生
	H-4	Hの配偶者又は子
	L-1	企業内転勤者
	L-2	L-1の配偶者又は子
	0-1	特殊技能者(科学、芸術、スポーツ、教育、映画)
	0-2	O-1の補助事務従事者
	O-3	0-1又は0-2の配偶者又は子
	P-1	国際的運動競技選手・興行関係者
	P-2	相互交流訪問による興行関係者及び補助事務従事者
	P-3	特有文化等に関する興行関係者及び補助事務従事者
	P-4	P-1~P-3までの配偶者又は子
	Q	国際文化交流計画参加者
学生/交換計画 訪問者	F-1	非実務教育学校の生徒
	F-2	F-1の配偶者又は子
	J-1	交流計画訪問者
	J-2	J-1の配偶者又は子
	M-1	実務教育学校の学生
	M-2	M-1の配偶者又は子
その他	K−1	米国民の婚約者
	K-2	K-1の子
	S-5	組織的犯罪情報提供者
	S-6	テロ行為情報提供者
	T-1	トラフィッキング被害者
	U-1	特定犯罪被害者
(山武) 业园园改业次		1寸に北邦似百日

(出所)米国国務省資料、在日本米国大使館資料より作成

# (14) 特定犯罪被害者 Uビザ

Uビザの法定必要資格は以下の四つです。

- ・ある種の犯罪 (DV、性犯罪など) によって精神的又は肉体的な被害を受けていること
- ・当該犯罪行為に関する情報を所有していること
- ・当該犯罪の捜査、起訴を行うに当たり、今まで手助けになってきたこと、あるいは現 在手助けになること、また今後手助けになるであろうこと
- ・当該犯罪行為が米国の法律に反している、又は米国内において起きた行為であること

## 3. 非移民ビザの却下

米国の移民法は、自国の領事に「全ての申請者は米国に移民する意志がある」という仮 定に基づき審査をするよう求めています。非移民ビザが却下される理由の多くは、この仮 定どおり、ビザ申請者に米国への移住意思ありとみなされたケースです。

非移民ビザの申請者は、自らこの仮定を覆すための証拠を持って領事を説得しなければなりません。具体的には、米国での短期滞在が終了した後に米国を離れるための強い要因となる国外とのつながりを保持している証明として、そのような居住地が存在することを立証する必要があります。

「国外とのつながり」とはなんでしょうか。それは、国や個人によって異なるものの、例えば、仕事、家、家族、財産など申請者と申請者の居住国を結び付ける人生の様々な側面を言うと解釈されています。

他にも、ビザ申請に際しては、その種類ごとにいくつもの条件があります。例えば、学生ビザであれば、米国の学校等から発行される書類や銀行の残高証明書原本若しくは預金通帳原本(学費を払う能力があること=働かなくてよいことを証明するため)の提出が求められていますし、宗教活動家ビザでは、申請者が宗教専門職である場合は、少なくとも学士号若しくは同等の学位を有していることが求められています。貿易駐在員ビザの場合、申請者の年齢が若い、あるいは、給料が安いということも申請却下の理由になり得ます。これは、貿易駐在員ビザの発給対象である会社の所有者やマネージャー、管理職の立場にあることが疑わしいと判断される可能性があるからです。

このように、非移民ビザについては、相当細かい申請要件が定められているため、取得のためには膨大なエネルギーを必要としますし、申請が却下されることも珍しくありません。

# 4. 米国への移住に向けた豆知識

歴史的に見て米国は、移住者を労働力として歓迎していた時代もあれば、排斥していた時期もあり、必ずしも移住者に開放的な国であり続けたわけではありません。現在では、外国人就労者や学生を毎年寛大に受け入れている一方で、年々増加する不法滞在者や不法就労者、テロの脅威などに対応するため、出入国管理と移民管理に関して世界で最も厳しい国とみなされるようになりました。

非移民ビザを取得して米国で暮らすことを望む方の多くは、経験豊富な移民弁護士に相談しています。米国の移民法は複雑ですし、頻繁に改正されるので、なまじっかな知識ではビザを取得することができません。ビザは一度申請が却下されると却下理由がデータとして残るため、たとえ時が経ってから別のビザを申請したとしても、「米国に入国するために適当な理由を探している」と疑われてしまう可能性がありますし、移民局へのビザ申請費用(数万円~30万円程度)も馬鹿にならならいため、ワンチャンスをものにする心構えが大切です(同時に複数のビザを申請することは可能です)。

費用の面だけではなく、ビザ取得に要する期間もあらかじめ考慮に入れておく必要があります。EビザやLビザでは申請から回答まで場合によっては6か月近く掛かるようです。ただし、米国の移民局では、有料の特急サービス(Premium Processing)を用意しているので、米国国内で移民局を通して申請されるHビザ、Eビザ、Lビザについては、移民局へ1,225ドル余分に申請料金を支払うことによって、15日以内の返答が約束されています。政府機関でありながら、有料の付加サービスを行っている点などはいかにも資本主義大国米国らしいと思いませんか。

(いしはら じゅん)